

6. 技術的条件の策定

5の実証試験により無線機諸元案の妥当性が確認されたことを受け、表 6-1 に技術的条件を示す。なお、電波法令に根拠を有するものは括弧で関連規定を記載している。

表 6-1 技術的条件

項目	内 容	備 考
周波数帯	347.7MHz～420MHz の範囲において選定	
通信方式	同報	
周波数の許容偏差	±100 万分の 4 以内	(無線設備規則 第 5 条、別表第 1 号)
占有周波数帯幅の許容値	20kHz 以内	(無線設備規則 第 6 条、別表第 2 号) *1
スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値： 25 μW 以下 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値： 25 μW 以下	(無線設備規則 第 7 条、別表第 3 号)
空中線電力及びその許容偏差	空中線電力：200mW 以下	許容偏差：上限 20%、下限 50% (無線設備規則 第 14 条)
隣接チャンネル漏えい電力	変調信号の送信速度が毎秒 8 キロビットを超えるものにあつては、搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数の (±) 8kHz の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より 60dB 以上低い値であること。	(無線設備規則 第 57 条の 3)
送信空中線利得	3dBi 以下	搭載アンテナは 0dBi
変調方式	2 値 FSK	汎用性の高い 2GFSK 方式を採用
送信時間	20ms 以下	
休止時間	980ms 以上	
電気通信回線設備に接続可能	位置情報送信装置がもつ小型 PC の LAN インターフェースにより、接続可能とする。	
キャリアセンスの必要性	あり	送信パケットのスロット管理を併用した自律分散システムによりパケット衝突確率低減を図るため。
再送制御	なし	位置情報データの鮮度を保つために古いデータは廃棄。

※1 「無線設備規則 第 6 条 別表第 2 号」の該当する現行規定 (第 13) は、1:4kHz、2:8kHz、3:16kHz の 3 種の規定となっていることより、占有周波数帯幅の許容値 20kHz 以内については規定の追加が必要である。以下に例示する。
例示：「4: 変調信号の送信速度が毎秒 16 キロビットを超え 20 キロビット以下のもの 20kHz」